

Progress～進歩～

一期一会

10月号
2008年10月1日発行
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第17号
発行担当者：山本武史

10月に入り、今年も後3ヶ月となりました。季節の変わり目で朝晩の気温と日中の気温の差が激しい日がありますが、皆様お身体の調子はいかがでしょう？

今月は、身近な話題として、減価償却の取得価格による区分についてお話させていただきます。

＜減価償却資産の取得価格の考え方＞

取得価格を考える場合において、その金額の判定は、通常一単位として取引されるその単位ごとに判定します。

例) 【応接セット】の場合 二人掛けのイスと一人掛けのイス2台と テーブル のセットを購入
60,000円 + 20,000円×2 + 40,000円 = 140,000円

この場合、それぞれの金額で判定するのではなく、応接セットは一組で使用する為、140,000円で判定を行います。

【パソコン】の場合も同様に ディスプレイと 本体 を同時に購入
40,000円 + 80,000円 = 120,000円

経理処理 資産の 取得価格	＜資産計上＞ 資産計上し個々の耐用年数に応じて 減価償却を行い損金経理する。	＜一括償却＞ 資産計上し、3年間で均等償却し、 損金経理する。	＜損金処理＞ 取得した期に取得価格相当額を損金 経理する。(取得価格の合計額が300 万円に達するまで)
30万円以上	○	×	×
20万円以上	○	×	×
10万円以上	○	○	○(中小企業者等)
10万円未満	○	○	○

中小企業者等とは、青色申告書を提出する法人(資本又は出資の金額が一億円超または資本又は出資を有しない法人の内、常時使用する従業員の数が1,000人超の法人を除く)又は個人

10万円未満については資産計上も選択できますが、通常消耗品等で損金経理し、30万円以上については資産計上しか選択出来ません。10万円以上30万円未満の資産については、法人税及び所得税では、取得期の損金経理により法人税及び所得税の課税所得を減らす事が出来ます。ただし、上記の部分の経理処理を選択した場合、市町村の償却資産税の対象となります。つまり、の部分については、法人税及び所得税においては期間の違いこそあれ、同じ損金額となりますが、取得した期の損金処理を選択した場合、償却資産税がかかることとなります。償却資産税は未償却残高の1.4%という税率ですが、10万円以上20万円未満の資産については、償却資産税の課税も併せて、処理方法を選択する必要があります。

長寿医療制度の保険料の納付方法が、年金からの引き落としに代えて保険料の口座振替が出来るようになりました。

年金からの引き落としに代えて、下記の方は、お住まいの市区町村に申し出ただけで、保険料を口座振替で納めていただけます。

これまで2年間
国民健康保険の
保険料の納め忘れ
がなかった方

↓

本人の口座から

年金収入180万円未満の方
で、世帯主や配偶者が、本人
に代わって口座振替で保険料
を支払ってくれる方

↓

世帯主や配偶者の口座から

て本人
に代わ
っ

※保険料の納付方法を口座振替に変更した場合、世帯主や配偶者の方の社会保険料控除の額が増えることにより、世帯全体でみた場合の所得税や住民税の額が少なくなる場合があります。

社会保険料控除は、納税者が自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に受けられる所得控除ですので、自己と生計を一にしない配偶者やその他の親族の保険料を、自己の口座から引き落とししたとしても、社会保険料控除が受けられませんので、ご留意下さい。

『控除を受ける際は、年末調整をされる方は保険料控除申告書への記載、確定申告をされる方は、確定申告書への記載が必要となります。』

10	金	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付期限
16	木	将軍の日:元氣玉利益計画書作成セミナー
31	金	8月決算法人の確定申告・納付期限 2月決算法人の中間申告・納付期限 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3ヵ月毎の中間申告(消費税・地方消費税)

＜将軍の日＞

毎月恒例となっております、**利益計画書作成セミナー**：
「将軍の日」

先月は9月11日(木)に開催いたしました。

今月の開催は**10月16日(木)**です。

参加希望の方は**限定4組**ですので、お申込はお早め!

感想を一部掲載させていただきます。



＜アンケートの感想より＞

ナポレオンの言葉に「将軍は運が良くなければならない」と云うのがありますが、正にその通りだと思います。将軍の日とは、良い名前であり、また士気の啓発には最適だと思います。運が良いとは知識、啓蒙、必然、天命、孝養等あらゆる事が絡んでいるのですが、それは確かに難しいことだと思います。その中で、優しく説明して頂き、時間と労力を掛けて一緒に

インターンシップご協力のお礼

弊社では、岡山大学 経済学部の学生さん2名をインターンシップとして、受け入れをさせていただきましたが、受け入れ期間中には、お客様には、ご理解とご協力を頂きまして誠にありがとうございました。お蔭様で2名の学生さんから、多くのことが体験できたと、喜んで頂きました。これからも年に一度、受け入れをさせて頂く予定ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、税理士法の守秘義務は、遵守させていただいておりますので、申し添えさせていただきます。最後になりましたが、お客様の益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。 税理士 三宅孝治



＜インターンシップ＞

9月1日～12日の10日間、岡山大学経済学部から学生がインターンシップとして職場体験に来られました。学生さんの感想を掲載させていただきます。

10日間という短い間でしたが、とても内容の濃い時間を過ごさせていただきました。来る前は、税理士事務所はとても堅苦しいところであり、財務の仕事はミスの許されない責任の重い仕事だと思っていたので自分なんかには到底無理だと考えていました。ですが実際来てみると皆さん優しく教えてくださり、失敗しても一緒に間違えたところを探して直すなど、自分の想像と全く違い税理士事務所のイメージが変わりました。

大学で経営について興味を持って勉強しているとお話ししたら、財務諸表から経営改善に役立つ情報を読み取る方法などを教えていただき、今までとは違った視点から財務諸表を見られるようになりました。大学では習うことのできないパソコン入力などの実際の業務も体験でき、勉強になりました。他にも社会人としての心得や仕事に取り組む姿勢などが何より大事なことがわかりました。

また、お客様数社を訪問させていただき、普段知ることのできない業務の様子や内容などの様々な事を聞けて大変有意義な時間を過ごさせていただきました。

最後になりますが、事務所の皆様、訪問させていただいた会社の皆様、入力作業をさせていただいた会社の皆様、

ありがとうございました!! 平松ゆかり

10日間、実習をさせていただき本当にありがとうございました。

初めは毎日が緊張の連続で、ご迷惑をおかけした事もたくさんあったと思います。それでも、事務所の皆様には暖かく接していただき、最後まで楽しく実習をさせていただきました。

税理士事務所というと、私自身、少なからず堅いイメージを持っていましたが、三宅先生の事務所では、皆様とても明るい方ばかりで、笑顔の絶えない素晴らしい職場でした。また、三宅先生には社会人としてのマナーや心構えをご指導していただき、挨拶や返事をする事の大切さを改めて感じました。

事務所内での業務だけでなく、会社訪問や銀行訪問にも同行させていただき、実際に経営者の方にお話を伺う事ができて、とても勉強になりました。

最後になりましたが、事務所の皆様、訪問させていただいた会社の皆様、パソコン入力をさせていただいた会社の皆様、この度は本当にありがとうございました。

岡本 奈緒子

